

福岡市環境審議会議事録

I 開催日時等

1 日時 平成26年1月30日(木) 15:00~17:00

2 場所 エルガーラホール 7F 中ホール

3 議事

- (1) 福岡市環境基本計画(第三次)の骨子案について
- (2) 福岡市環境・エネルギー戦略の骨子案について
- (3) 資源物持ち去り行為の防止に関する条例について

4 出席者(敬称略)

氏名	役職等
青木 計世	(株)キューデン・エコソル常務取締役
○ 浅野 直人	福岡大学法学部教授
阿部 真之助	市議会議員
鬼塚 敏満	市議会議員
小野 仁	日本野鳥の会福岡支部長
包清 博之	九州大学大学院芸術工学研究院教授
楠田 哲也	九州大学東アジア環境研究機構特別顧問・名誉教授
黒子 秀勇樹	市議会議員
小出 秀雄	西南学院大学経済学部教授
古山 通久	九州大学稲盛フロンティア研究センター教授
今田 長英	福岡大学大学院工学研究科教授
平 由以子	特定非営利活動法人循環生活研究所 理事長
栃木 義博	市議会議員
富永 計久	市議会議員
中芝 督人	福岡商工会議所 事務局長
藤本 顕憲	市議会議員
藤本 一壽	九州大学大学院人間環境学研究院教授
松藤 康司	福岡大学工学部教授
松山 倫也	九州大学大学院農学研究院教授
三宅 吉博	福岡大学医学部准教授
宮本 秀国	市議会議員
吉田 順子	特定非営利活動法人環境みらい塾理事長

○ 会長

II 議事録

1 開会

●事務局（政策経営課長）

お待たせいたしました。定刻前ではございますが、皆様おそろいのようにございますので、福岡市環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の進行を担当いたします、環境局環境政策部政策経営課長浦塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、委員数 28 名中、ただいま 21 名のご出席でございますので、福岡市環境審議会条例第 5 条第 2 項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。なお、藤本顕憲委員につきましては、所用のため 30 分程度おくれたのご出席になるということでご連絡いただいております。

本会議は、福岡市情報公開条例第 38 条に基づき公開にて開催いたしますので、ご了承ください。

まず、審議会の開催に当たりまして、星子局長よりご挨拶を申し上げます。

●事務局（環境局長）

環境局長の星子でございます。本日は、ご多忙の中、環境審議会総会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

福岡市環境審議会は、今年で発足から 20 年目を迎えております。この間、福岡市の発展とともに、その時々々の環境課題の解決に向けて委員の皆様方から提言をいただいております。昨年には人口が 150 万人を突破した福岡市でございますが、これからも環境に関する課題が多く出てくることと思われまいます。どうぞこれからも、福岡市の環境行政に対し、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年の福岡市の夏はとても暑い夏で、最高気温を更新するなど厳しい夏でございました。一方で、今年の冬は大変寒い冬となっております。世界的に見ましても、北米ではナイアガラの滝が凍り、モンゴルでは氷点下 45.9 度を記録するなど、これは地球温暖化が影響しているという見解もございます。今後は福岡市としましても、地球温暖化の進行の緩和をはじめ、複雑・多様化する環境問題に取り組んで、持続可能な発展により福岡の都市の魅力を高めてまいりたいと考えております。

本日は、第三次福岡市環境基本計画の骨子案、そして、福岡市環境・エネルギー戦略の骨子案及び資源物持ち去り行為の防止に関する条例について、ご意見を頂戴したいと考えております。委員の皆様にはどうぞ忌憚のないご意見とご指導を賜りますようお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●事務局（政策経営課長）

それでは、本日の会議で用いる資料の確認をいたします。

事前にお送りした資料といたしまして、議事次第のほか、右肩に資料 1、資料 2、参考資料 1-1 から 1-5 まで、そして資料 4 と記載されたものがございます。このうち、資料 4 につきまして、本

日差しかえが発生しておりますので、新たに修正したものをお配りしております。事前にお配りした資料のうち、資料 4、資源物持ち去り行為の防止に関する条例については、修正したものをお配りしております。

そして、新たに今日追加でお配りしている資料といたしまして、議事次第では資料 3 と記載しておりましたが、資料 3-1 と資料 3-2 と 2 種類ございます。資料 3-1 が福岡市環境・エネルギー戦略策定の経緯及びスケジュールという資料、資料 3-2、福岡市環境・エネルギー戦略～骨子～（案）という資料をお配りしております。その他、座席表、名簿、関係例規集、それに、閲覧資料といたしまして、環境基本計画の第二次本編と概要版、さらに「新世代環境都市ビジョン」をご用意しております。資料に不足等がございましたらお持ちいたしますので、お手数でございますが挙手にてお知らせください。

2 議 事

●事務局（政策経営課長）

それでは、次第の 2 に入らせていただきます。次第の 2、議事でございます。これ以降の議事進行につきましては、浅野会長にお願いいたします。浅野会長、よろしくをお願いいたします。

○会長

前回の会議で環境基本計画の考え方についてご議論いただきまして、それに基づいて、作業部会が作業を続けてまいりました。それで、本日は、作業部会で検討いただいた骨子案についてまず報告をいただきたいと思っております。

部会長から報告をお願いいたします。

(1) 福岡市環境基本計画（第三次）の骨子案について

○委員

作業部会の部会長を務めております藤本でございます。私から作業部会の進捗状況を報告させていただきます。

昨年 9 月の当審議会総会で現行計画の検証結果等の報告をいたしましたが、今回はそれに引き続いての状況報告でございます。9 月以降、11 月 19 日と 12 月 26 日の 2 回作業部会を開催し、新計画の骨子づくりに向けた議論を行いました。

お手元の資料の 1 と 2 をご覧ください。

1 が新計画骨子案のイメージ図、資料 2 は現計画との比較でございます。私の説明は、資料 1 を見ていただきながらお聞きいただければと思います。

新計画を構成する項目は、大きく、薄い黄色の部分の目標、それから青と赤の部分の施策、そしてそれを受けて計画の推進という三つで構成しております。まず黄色の目標の部分ですけれども、二重の枠で囲ったところに、一番高いレベルの目標として目指すまちの姿を設定しております。その下に、環境政策の分野ごとに四つの柱を掲げております。

この上の、まず目指すまちの姿でございますけれども、第一次と第二次計画では、環境像「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」というものを掲げておりましたが、これに該当する部分でございます。今回の第三次計画骨子案では、もう少しわかりやすく目指すまちの姿という名前で呼ぶことにいたしました。また、この中身についても、現計画の検証並びに福岡市や国等での関連計画を基に、当審議会で出されたご意見と、さらには、市民カフェなどで出されたご意見を踏まえたうえで、事務局でたたき台をつくっていただき、それに関して作業部会では議論を重ねて、本資料の内容になりました。

目指すまちの姿としては、今回は、「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち」という文言にしております。実際のまちのイメージとしては四つの柱、すなわち、低炭素、自然共生、循環、それから快適で良好な生活環境、こういうまちを目指そうということにしております。

これを受けて、その下の段になりますが、施策では、それぞれのまちのイメージを実際のまちづくりでどのように展開していくかということ議論するようにしております。分野別施策というのは四本柱で構成しておりますけれども、さらに、この分野横断型の施策として、環境行動を担う人材の育成、環境の保全・創造に向けたしくみづくり、さらに都市圏から九州・アジアへ向けた広域的展開という、三つの切り口で、横断的にさらに展開しようということにしております。

さて、先ほど目指すまちのところで挙げました四つの視点は、お手元の資料でいいますと第二次計画、これの裏側に「ふくおか環境元年宣言」というのが書いてございまして、これは平成4年に策定したものですけれども、これともある程度通じるところがあります。そういう意味では、こういうものを踏まえて、これまでやってきたことをさらに展開していこうという考えに基づいております。

以上、概要についての説明を申し上げましたけれども、詳しくは、後ほど事務局から補足説明をお願いしたいと思います。

さて、作業部会の今後でございますが、本日皆様方からいただくご意見を踏まえてこの骨子案に肉づけを行い、新計画の素案を作成していきたいと考えておるところでございます。

以上で進捗状況の報告を終わります。

○会長

どうも部会長ありがとうございました。これまでの部会での議論について、報告でありましたが、さらに詳細の補足説明を事務局からお願いします。

●事務局（政策経営課長）

それでは、事務局より補足をさせていただきます。恐れ入ります、参考資料1-1をご覧ください。

昨年6月、環境審議会に諮問後、作業部会にて検討を進めていただいております。この資料の1ページは、現計画の検証結果や環境・社会状況等の変化を簡単にまとめたもので、昨年9月の審議会総会でご報告したものでございますので、本日はこの部分の説明は割愛したいと思います。

恐れ入ります、2ページ目をご覧ください。

昨年10月26日に実施いたしました、ふくおか環境市民カフェの報告でございます。

これは、素案作成の早い段階で市民のご意見をお聞きし、検討の際の参考とするため実施したものでございます。計画策定後の市民、事業者等の自主的な行動にもつなげていただきたいとの思いで、福岡市環境行動賞受賞者、団体等、市内で積極的に環境活動を行っている方々に参加を呼びかけ、ワールドカフェ方式による意見交換会を当審議会会長にもご出席いただく中で行いました。

このページの中ほどには、市民カフェでいただいた主なご意見や今後重点的に取り組むべきテーマなどを要約したものを記載させていただいております。

ただ、このカフェでございますが、若干出席者の年齢層が高い印象がございましたので、少し若い世代の意見を入れたいという思いがあり、別途、職員を対象にした職員カフェというものを、他局職員を含めて開催いたしました。40名弱ほどの出席の中で、会長にもご出席いただきまして、いろいろご指導いただいたところでございます。

次に、参考資料1-2をご覧ください。A3横の資料でございます。

資料の左側でございますが、新計画の目標について、作業部会でのご意見をはじめ、現計画の検証結果、関連計画に係る審議会等でのご意見、その他、先程の「ふくおか環境市民カフェ」でのご意見等を分類・整理し、四つの視点にまとめたものでございます。

人と自然との関係の視点、時間的な視点、人と人とのつながりの視点、そして空間的な視点の四つの視点でございますが、左から右に向かって、意見等を分類、整理したものを考え方としてまとめ、さらに右側で、それぞれの視点から私たちが目指す福岡のまちはどのような姿になっていくのかを描き、これらを一言で表す目指すまちの姿、キャッチフレーズという言い方が妥当かどうかわかりませんが、一言でこれを表すまちの姿という形で描き出すという検討作業を、作業部会で行っていただきました。そして、先ほど部会長からもご報告がありました、「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのちつなぐまち」という新しい目標が設定されたものでございます。

恐れ入ります、資料1と参考資料1-2を見比べていただきたいと思います。参考資料1-2の一番右の端と右から2番目の枠にございます内容が、資料1でいうところの一番上ですね、資料1のイメージ図の一番上の二重枠の、目指すまちの姿と四つの解説部分でございます。

お手元に閲覧資料として、先程ご覧いただいたとおり、このような考え方が元年宣言にも通じるものがあるということがお分かりいただけたかと思えます。我々も、この検討作業の中で改めて、先人が取り組んでこられたものが、これからも大切にしていけるべき考え方に通じるものであるということを確認できたものでございます。

次に、参考資料1-3につきましてご説明させていただきます。恐れ入ります、1-3をお開きいただきますでしょうか。

1-3につきましては、分野別のまちの姿と、それに対応する分野別施策の展開の検討資料でございます。こちらにつきましては、資料1でいいますと、薄い青い部分と、その上のそれぞれの四つの柱ごとのまちの姿、ここの部分になります。

低炭素のまちづくりにつきましては、市民、事業者の省エネ行動や自律分散型エネルギーシステムが構築された低炭素型の都市構造、交通システムの整備が重要であるという考え方にに基づき、エ

エネルギーの地産地消が進み、温室効果ガスの排出が抑えられたまちを目指し、市民、事業者の省エネルギーの促進や再エネ等の導入活用のほか、エネルギーを賢く使うためのエネルギーマネジメントシステムの導入促進、都心部及び地域拠点を骨格とする低炭素型都市の構築を重点的な政策として実施していくこととしております。

次の、自然共生のまちづくりにつきましては、多様な生き物や自然環境の保全というものが大切である、あるいは、人々がそういう自然からの恵みを持続的に利用していくということ、また、これらの生物多様性の重要性については理解が進み、これらのことに対する市民、事業者が一体となって取り組むような状況ができているということが大切であり、豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ命をつなぐまちを目指して、一つ目に生き物や自然環境の保全・再生とネットワーク形成、二つ目に自然からの恵みの持続的利用の促進、三つ目として生物多様性の認識の社会への浸透に取り組んでいくこととしております。

次に、循環のまちづくりでございます。ものを大切にする精神・文化が浸透し、それが受け継がれていくという中で、まず廃棄物につきましては、廃棄物等が資源として地域で循環、有効利用される仕組みができているとして、水、福岡は水で随分苦労してきたという歴史もございます。水につきましては、市民、事業者の高い節水意識のもと資源が有効に利用されている、こういったことが大切だという考え方のもとで、目指すまちの姿としましては、廃棄物等の発生が抑制され資源が循環利用されるまちとし、具体的な政策といたしまして、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）の推進や、廃棄物につきましては適正処理の推進、水資源につきましては有効利用の促進を掲げております。

最後に、快適で良好な生活環境のまちづくりにつきましては、発生源対策や情報提供のシステム整備等により、黄砂やPM2.5などの大気汚染物質の影響を軽減していく、あるいは、熱中症や渇水、洪水などのリスク対策、あるいは、ヒートアイランド現象への適応策、こういったものが大切になってくる、また、身の回りの生活環境が保たれていること、そして、歴史や景観を生かしたまちづくりが実現していること、こういったことが大切だという認識のもとで、目指す姿といたしまして、大気汚染や気候変動に伴うリスクが軽減され、歴史やすぐれた景観を生かした快適なまちを掲げ、重点的な政策といたしまして、黄砂、PM2.5など大気汚染物質への対応、ヒートアイランド現象への緩和と適応、そして、良好な生活環境の保全と歴史・景観を生かした美しいまちの実現を掲げております。

以上が参考資料1-3、分野別施策の展開に関するご説明でございました。

続きまして、参考資料1-4をお開きいただきますでしょうか。

参考資料1-4につきましては、分野横断型施策でございまして、資料1でいいますと薄い赤の部分に該当するところになります。

こちらに関しましては、一つ目として、環境行動を担う人材の育成をということで、市民、事業者が主体的・自発的な環境活動を行っていること、あるいは、世代につきましても、子供から大人まで幅広い世代が環境について学ぶ土壌ができているということ、地域の連携あるいは大学などの

教育機関や企業、NPOなど、幅広いネットワーク構築で環境人材が育成され、それがまた活躍していくというようなものを目指しまして、重点的な政策といたしまして、主体的・自発的な取り組みの促進、環境教育・学習の推進、地域の連携による環境保全と地域活性化の両立、そして、大学等とのネットワーク構築による人材育成及び活動機会の創出などを掲げております。

二つ目に、環境の保全・創造に向けた仕組みづくりといたしまして、環境に関する情報が有効に利用できるような状況になっているということ、環境の保全・創造に関するルールが遵守されていること、これは、市民、事業者だけでなく、行政も含めまして、さまざまな活動に常に環境への配慮がなされているということ、環境活動を行いやすい仕組みが構築されていること、この四つを目指しまして、重点的な政策としましては、環境情報の継続的な収集・発信と共有、環境影響評価の推進、積極的な環境配慮の促進、そして最後に、経済的手法・規制的手法などの導入を含めた統合的アプローチに取り組んでいくこととしております。

最後に、都市圏から九州・アジアへ向けた広域的展開でございます。周辺市町村と一体となって、都市圏全体の環境を保全・創造していくということ、また、そこからさらに広がって、九州や国内の各自治体とも連携した、日本全体の環境改善を視野に入れた取り組みをしていくということ、さらに、福岡の環境都市づくりのノウハウが国内だけではなく海外においても活用され、まちの魅力が向上しているということを目指しまして、重点的な取組みといたしまして、周辺市町村との連携、九州や国内各自治体との連携、国際環境協力の推進を進めていくこととしております。

そして、今具体的な政策、取組みということでご説明いたしましたこの下に、それぞれ括弧書きで、具体的な施策（素案に記載）と書いております。こちらにつきましては、これから素案へと肉づけ作業をしていく中で、こういった具体的なものについてしっかり位置づけてまいりたいと考えております。

そして最後に、資料1にまた戻っていただければと思いますが、今ご説明申し上げました、青で示した分野別の施策、そして赤の分野横断型の施策、その先にグレーで示した計画の推進ということをご掲げております。この中で、成果指標をどのように設定するのか、あるいは進行管理をどのようにやっていくのかということをご盛り込んでいきたいと思っております、これも今後素案作成中の作業で考えております。

このような全体の構成でございます。

最後に参考資料1-5の説明をさせていただきたいと思っております。

今後のスケジュールでございます。本日の総会でのご意見を踏まえ、新計画の骨子を2月の市議会に報告させていただきたいと考えております。また、この骨子をもとに具体的な施策などの肉づけ作業に取りかかり、素案を作成していく予定でございます。3月に予定しております作業部会でご議論いただく予定でございます。答申案の取りまとめにつきましては、来年度の5月から6月ごろに予定しております環境審議会総会にて素案のご審議をいただき、その後に答申、6月議会で報告の後、7月から8月にかけてパブリックコメントを実施し、9月ごろに策定という予定で進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○会長

ただいま説明を受けましたように、作業部会で骨子をまとめましたので、こういう構成で計画をつくっていきたいということをご説明いただきました。今後、今日のこの骨子についてのご意見を含めながら、さらに細かく素案をまとめていくこととなります。参考資料 1-3, 1-4 に、具体的な施策と書いてある部分は、あくまでも今日は参考までに例示として挙げられているものです。それらについては、まだ作業部会で詳しく論議したものはございませんので、その点はご了承いただきたいと思います。

つまり、この施策の箇所については、今日、積極的にいろいろお話をいただければ、それを織り込むということにさせていただきたいということです。

それでは、少し時間をとってご議論をいただきたいと思いますので、どの点からでも構いません、ご意見がありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

私は、計画の推進ということに関心があるんですけども、先ほどご説明したように、施策、目標の設定とか進行管理というところがあったんで、それは大変重要なことなんで、この 1-2 にはその辺のこと書いていないんで、前回と同じ構図になるかなと思っていたんですけども、ぜひそれこそこの中に、1-2 の中に書いていただくといいんじゃないんですかね。ぜひそうしていただきたい。

○会長

ご指摘の部分は、これから素案をつくる段階で検討することになっています。今までの仕組みを何か大きく変えないといけないだろうかという議論はまだしておりません。おそらく、さまざまな、施策というか、進行管理のやり方も参考にしながら考えることになるんだろうと考えます。

●事務局（政策経営課長）

少し補足をさせていただきます。

二次計画で初めて成果指標というものを設けて、二次計画の振り返りをさせていただきました。その中で、例えば指標の中で、10 年間の計画期間中、その間々で、きちんとポイントポイントで進捗が確認できないような指標もございました。いろいろそういったご意見もいただいておりますので、成果指標を定めていく上では、そういったものもしっかり踏まえて考えていきたいと思えますし、その進捗も確認できるような仕組みづくりというのが必要かと考えております。

○会長

よろしゅうございますか。指標については、確かに両面があって、どれが可能かというのは、これはいいかなと思ってつくってはみたものの、現実にはうまくデータを継続して把握できないものがでてしまいました。

それから、さらに国の環境基本計画でも、指標については最近整ってきているので、全国と

の比較ということができるような指標を考えることもいいのかもしれませんが。いろいろあると思います。

他にございませんでしょうか。

○委員

専門部会で2回議論されてきた中で、さまざまな資料が多分検討材料になったんだろうと思いますが、先ほどの資料1を見ますと、目指すまちの姿、そして、今これ、四つの分野、低炭素のまち等々の4部門というか、そして、分野横断型施策の展開という形、こうなっているんですが、今日配られています福岡市環境基本計画（第二次）を見ますとね、ざっとこう見ただけですが、4部門でこの第二次基本計画が策定され、具体的な取組み、施策等々も言及されているのかなという気がします。

今日第三次計画の骨子案が説明されたんですが、現行この第二次計画は、第1部、計画の策定にあたってということと、第2部、環境の課題と背景ということ、それから、第3部が環境像とめざすべき環境の姿、第4部が施策の展開となっていますが、この第二次計画との関連性といえますか、素案が専門部会の中でどういう議論がされたのかということと、この関連性について、その辺の説明をお願いしたいと思います。

なぜかという、この第二次基本計画の成果等が、どう整理されて、そしてそれが第三次計画の骨子の案の中に取り入れられ、それをどう発展させていくのか、それなりの具体的な施策ということなどが少し見えるというか、必要性があるのかなという気がしますので。私は今までのいろんなことを解説しなかったら話にならないと思いますので、この四つの部門との関係について、どう理解したらいいのか、事務局で整理していただいた説明をお願いできないかなと思います。

○会長

ありがとうございました。

資料2が配られておりますが、今日はその内容をご説明しておりません。資料2に対応したというふうに基本的になっていて、ここをあえて、前回の第1部、計画の策定にあたってという中に入れていない理由は、これをどういう形でどう位置づけるかという点をまだ議論している最中でございまして、しかも、この部分が必ずしも計画本体にはなりませんから、今日はあえて、計画の一番の中身になる部分を形としてお見せするというようにしてございまして、色のついている部分だけを報告したということになるわけです。

まちの姿という記述は、ご指摘のとおり、これまでの計画の第3部に相当する部分、そして、第2章、分野別というところに書かれている事柄が、今日の青の部分ということになるわけですが、従来と違うのは、分野別に分けるほかに、分野横断的な項目という形で位置づけ、整理をしていることです。しかし、これは、内容的に変わっているというわけではなく、より全体の構造をわかりやすくするために構成を変えてみたということとご理解いただければと思います。

また、従来は分野別の取組みということで、全部で5項目が挙がっていたわけですが、これも、今回は整理をしておりますので、事務局から説明をお願いします。

●事務局（政策経営課長）

二次計画、まず現行の計画の評価のあたりからお話しさせていただきますと、参考資料 1-1 で、もう簡単にしか今回載せておりませんが、例えば、資源循環あるいは快適で良好な生活環境というものは、おおむね目標達成していると、これについては引き続き取組みを継続していくというようなこと。そして、低炭素、生物多様性というのは、若干評価として低く出ているというところがありますので、こういったところは取組みを強化していかないといけないということで、これまで挙げていた五つの分野に対しての評価というのは、このような形になっております。

ただ、いずれにいたしましても、これらの取組みというのは引き続きやっていかないといけないものでございますので、資料 2 をご覧いただきたいんですが、資料 2 の中で、これまで挙げてきたものというのは何らかの形で新しい計画の中にもつながっていくものになってという整理をさせていただいております。

ただ、今までのこの第 2 章の分野別というものが、いわゆる環境政策分野というものだけではなく、例えば国際の展開でありますとか地域の力というような、そういったものも含めて章の構成がされておりましたので、2 章、3 章、4 章というのを分野別施策の縦軸として、また、分野横断的な施策を横軸というような形で、今回青い部分、赤い部分という形で提示させていただいております。

ただ、ここ、左側は現行計画ですので、数字が入っています。1 番、2 番、3 番、4 番。新計画の方はまだ数字を入れておりません。というのは、四つの柱——低炭素、自然共生、循環、快適・良好といったものが大切だということは確認ができましたが、これが、例えばどういう順番でここで出していけばいいのかというようなことについては、まだ、これから議論を重ねて、素案づくりの中で議論していくものになろうかと考えているところでございます。

ということで、二次計画、三次計画との比較の中でいきますと、基本、二次計画の内容というのは大筋、新計画の中にも取り込みながら、この三次計画の組み立てというものをよりわかりやすいものにしていくということ、それと、特徴ということになろうかと思いますが、これまで重点分野ということで 3 分野ございました。循環、温暖化、生物多様性ということでございますが、それに今回、快適で良好な生活環境のまちづくりというのを新たな柱として整理をしているというところが、一つ特徴になろうかと考えています。

○会長

よろしゅうございましょうか。どうぞ。

○委員

この資料を見てもみますと、現計画の第 3 部、環境像とめざすべき環境の姿と、第 4 部、施策の展開ということで、一応セット的な位置づけがされているのかなという気がしますが、これが新計画の中で、例えば具体的に、この第 4 部の第 1 章の重点的に取り組む分野で、重点 1、福岡市循環型社会システムの構築、重点 2 の温暖化対策を考えた福岡のまちづくり、この二つだけでも、右側の「計画がめざすまちの姿」のこの二つ目の丸の「分野別のまちの姿」の中で、低炭素のまち、自然共生のまち、循環のまち云々となっていますが、ある面では、循環型社会システムの構築と温暖化

対策を考えた福岡のまちづくりというこの位置づけが、今計画では少し具体化されるのかな。市民の視点から見ると、温室効果ガスの排出を抑えるための低炭素のまちづくりというのは、新計画では具体的に描かれていくのかなという気もせんこともないんですが、その辺はいかがなもんですかね。

○会長

その点は、これからさらに作業部会で肉づけをしていくことになりますが、おっしゃるとおり、より課題がはっきりしてきましたし、この後さらにエネルギー計画についてのご報告がありますが、そういうものも次第に整えられつつありますので、従来以上にこの部分は具体的な話になっていくだろうと思います。おっしゃるように、抽象的な議論にはもうならないということだろうと考えます。

●事務局（政策経営課長）

少し補足をさせていただければと思います。

現行計画の第4部の第1章で掲げています重点的に取り組む分野でございますが、この部分と、次の第2章の分野別施策というところに、一部重複するようなところがございましたので、ここを、黄色の部分で目標像といいますか目指すべき姿をきちんと描き出して、青い部分で施策をということで、そういった意味でわかりやすくここは整理させていただいたというところでございます。

○委員

聞かせていただきたいんですが、資料、参考資料1-1の現計画の評価というのがありますが、先ほど課長から説明されたんですが、例えば第2節のところ、「『環境への負荷が少ない循環型社会の構築』については、一定程度目標が達成されており」となっています。それから、次の報告でも、「取組みの強化が必要である」という位置づけがされているんですが、こういう評価について、裏づける資料をいただくと、現計画がどういう形で第三次計画に引き継ぎ、発展させるための課題をどう提示するのかというのは、この後の専門部会でもっと深められるのかなという気はしますし、私どもも現状把握と課題が少し深まるのかなという気がしますので、これは後ほどで構いませんのでお願いしておきたいと思います。

○会長

頭のところにこれを置くかどうかは別問題と考えました。多くのこの種の計画は、どうも頭のところが重くて、本論がどこであるのかがわかりにくくなってしまいうということがままあるので、少なくとも、最後のほうでは資料として掲げることがいいのかとも考えますし、ご指摘の点は今後、作業部会でいろいろ検討していかないといけないだろうと思いますから、その中で、考えさせていただきます。

○委員

わかりました。

○会長

他にご意見がございますか。

○委員

3点お伺いしたいんですけれども、現行計画の中であったキーワードが新計画のところで入れられていないというので、1点目は、地球環境という言葉が新計画の中に入れられていないというのは、特別のコンセプトの変更があったのかどうかということが第1点。

第2番目は、良好な生活環境という観点で見たとき、高齢者の比率が上がってくることとこの新しい計画のところとを組み合わせる必要の有無を、どうお考えになっておられるかというのが第2点。

3番目は、低炭素型の都市構造の整備が、進める必要があると思うんですけれども、都市の構想そのものは百年の大計で進めていかないといけない。ということになりますと、福岡市も人口減少の影響を受ける可能性が非常に高いと思われます。そういう意味で、極めて長期を要する計画のときにはバックキャスト的な発想も必要ではないかと思いますが、それについてお考えをお教えいただければと思います。

以上です。

○会長

まず第1点、地球環境という言葉为例示で示していないということですが、今度コンセプトが変わったというわけではありません。しかし、地球環境問題という大きな言い方よりも、今一番大きい問題は気候変動の問題でありますし、気候変動の対応として低炭素社会をめざさなければいけないということが、重要な政策課題であると考えましたのでそのような考え方によったということでございます。

それから、越境汚染の問題は、地球環境問題の地域版のようなものということではあるのですが、本市の場合には黄砂とかPM2.5という問題が現実深刻であり、市民の関心が高いので、地球環境という言い方よりも、それはそれとしてちゃんと正面から記述したほうがわかりやすいと、そういう考え方で整理をしています。

このほか、地球環境問題として考えなければいけない問題として、海洋汚染の問題であるとかさまざまあるわけですが、これも、市の計画としてこの中で特にということを挙げるといことがかなり難しい面もありますし、地球環境問題という意味でも市の政策の中で入れられるものというのは限られてきますので、これでいいのではないかと考えました。

それから、高齢社会にも配慮して今後の生活環境を考えなければいけないというご指摘は、全くそのとおりだと思いますので、これは、具体のこれから作業部会で、各論の議論で検討したいと思います。

委員の三番目のご指摘、これも全く同じようなことを考えておきまして、低炭素のまちづくりというときに、従来型のせいぜい6%削減ぐらいの時代なら根性と努力でやれるんですが、今後のさらに大きな目標は根性で頑張る達成できるようなものではありません。そのためしっかりインフラ整備の段階から考えていかななくてはいけない。

このあとで、エネルギー計画の話も出てきますので、そことも関連はいたしますけれども、作業部会で関心を持っておられるのは、天神近辺の再開発が急速に進んでいますから、こういう機会を上手に利用していかないと、そこで何も手をつけないでいくと後はどうにもならない。そのことを関係局にもちゃんと伝えるようにということを考えながら議論を進める必要がある。

最終的には、委員のご指摘のとおりだと思います。多分福岡は今まで以上にコンパクトシティになるだろう、つまり都心回帰が進むのではないかとことです。高齢になりますと、郊外の戸建てに住むというのはとても難しく、ご高齢の方が都心のマンションに移ってきておられます。そういう形でも都心居住ということが増えてきていますので。これは低炭素型都市づくりとなるためには非常にいい傾向といえます。戸建てよりは集合住宅の方がエネルギー効率がいいのでそういう方向を促進するための仕掛けというのもこれから先、具体的に進められることを期待をしたいものです。

この点について、委員、何か補足的なご意見はありませんか。

○委員

特にございません。エネルギーに関しては私委員ですけど、エネルギー戦略の基本計画の中身も皆様と一緒に考えさせていただいて、今回の作業部会も出させていただいていますので、その観点から、エネルギーについてはきちんと計画的に考えて、これからやっていきたいと思っております。

○会長

ありがとうございます。

他にございますか。

○委員

2点お伺いしたいと思います。

一つは、資料1の中段上のところなんですけど、低炭素のまちのところで、「エネルギーの地産地消」という文言あるんですけども、福岡市の規模として「エネルギーの地産地消」という言葉がどういう意味で明確になっているか、どこか具体的にわかるようなところがないので、これを少し解説いただくとありがたいなと。

もう1点が、環境行動を担う人材の育成の、人材育成の考えの部分で、今後、外国から日本に来て、住み始めるということも急速に増えてくる可能性もあろうかと思うんですけども、そういう方々への環境啓発の戦略というのが、あまりないものでして、どう今後臨んでいくのかというようなことについて、もしよろしければご意見をお願いしたいと思います。

○会長

まず第1点ですが、地産地消と書いていますけれども、正直言うとこれがややオーバーな表現かなという気もいたします。単純にこの地産地消だけでやれるわけではなくて、当然ネットワークの中でのエネルギー供給というものも考えなければいけない。ただし、セキュリティの問題もあり、ネットワークが壊れたときに最低限のものを地域の中で何とかしなければいけないという必要がある。ただ本市の場合は、そうは言うものの残念ながら、太陽光というのは多少もっと期待ができる

かもしれないけれども、風力は残念ながらあまり条件がいいとは言い難い。ですから、ここはこういう言い方をしていますけれども、まあどうかなという面があることは否定できません。

ただ、環境局内で構想しておられることですが、食品廃棄物のようなバイオマスによるエネルギーを、できるだけ地域の中でも利用できるように考えなければいけないという動きがあります。

それから2番目の点は、想定しているのは大学にいる外国人留学生ですが、もうちょっと広く福岡に外国人が来ているという点を今委員からご指摘されましたので、この点はさらに検討させていただきます。

他にございませんか。よろしゅうございましょうか。

〔「なし」の声あり〕

○会長

それでは、今日お出しした骨子の案について、こういうようなことで審議会総会としてはご了承いただいたということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長

それでは、この案が取れまして、これを骨子として、先ほどからいただいた様々なご意見も踏まえつつ、作業部会で、次の段階である素案の作成に取り掛かっていただきます。どうもありがとうございました。

(2) 福岡市環境・エネルギー戦略の骨子案について

○会長

それでは、次の議題でございますが、先ほどからたびたび話題に挙がっております福岡市環境・エネルギー戦略の骨子案について、事務局から説明いただきます。

●事務局（エネルギー政策課長）

環境局エネルギー政策課長の中村でございます。福岡市環境・エネルギー戦略の骨子案についてご説明させていただきます。

まずは、戦略の策定に関するこれまでの経緯についてご説明いたします。恐れ入ります、資料3-1、福岡市環境・エネルギー戦略策定の経緯及びスケジュール、1枚ものの紙でございますけれども、こちらをごらんください。

上に書いてございますように、2011年の東日本大震災、福島原発事故によりまして、エネルギー問題に対する市民の関心の高まりを受けまして、福岡市といたしましても、エネルギー政策に積極的に取り組むことといたしまして、2011年の10月に、環境局に担当組織を設置いたしますとともに、エネルギーをはじめとした各分野の有識者によりまして福岡市環境・エネルギー戦略有識者会議を設置いたしました。その後、有識者会議におきまして計7回の議論を経まして、昨年3月にご提言いただいております。この提言を踏まえまして、内容の検討を重ねまして、このたびこの骨子案をご報告させていただくものでございます。

それでは、戦略の骨子の内容につきましてご説明させていただきます。資料 3-2、福岡市環境・エネルギー戦略～骨子～（案）をお願いいたします。

1 枚めくっていただきまして、目次でございますけれども、本骨子案は、まず策定の趣旨、それから位置づけ、現状認識、目指す姿、施策の方向性、そして戦略の推進という構成で整理しております。

それでは、1 ページをお願いいたします。

戦略策定の趣旨でございます。

福岡市は、これまで地球温暖化対策の中で再生可能エネルギー導入の取組みを行ってまいりましたが、東日本大震災及び福島第一原発の事故以降、原子力や火力などの大規模集中型のエネルギー供給システムに過度に依存せず、再生可能エネルギーを効率的に利用した分散型のエネルギー供給システムの構築が求められております。

このようなエネルギー政策の大きな転換期にありまして、福岡市におきましても、市民に最も近い基礎自治体として市民の安全・安心に寄与するとともに、地域経済の中心でありエネルギーの大消費地でもあります大都市としての責務を果たすために、省エネルギーの推進に加え、再生可能エネルギー等の導入や効率的なエネルギー利用に積極的に取り組む必要があります。

このため、有識者会議からいただいた提言を踏まえまして、今後、市や市民、事業者などさまざまな主体が、エネルギーをつくり、賢く使う取組みを進めていくため、エネルギー施策の方向性を定めた当戦略を策定するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

戦略の位置づけでございます。本戦略は、国のエネルギー政策基本法やエネルギー基本計画を踏まえますとともに、福岡市環境基本計画や福岡市新世代環境都市ビジョンに基づくエネルギー分野の部門別計画として位置づけるものでございます。また、本戦略は、再生可能エネルギーなどの導入、それから効率的なエネルギー利用に関する施策に重点を置くことといたしまして、目標年度につきましては、国のエネルギー基本計画等に合わせ 2030 年度としております。

3 ページをお願いいたします。

世界及び日本の現状について記載しております。世界的にもクリーンな再生可能エネルギーの導入の必要性が高まっており、日本におきましても、エネルギーの安定的な確保に向け、エネルギーの多様化、分散化、自給率の向上が求められております。また、エネルギー分野は国の成長分野として期待されており、スマートコミュニティといった次世代のエネルギーマネジメントシステムの取組みが進んでおります。

なお、ページの下にございます図やグラフにつきましては、記載しております内容を示すデータとして記載しております。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

福岡市の現状といたしまして、主にエネルギー分野に関する記載をしております。

環境面におきましては、温室効果ガスの総排出量が増加しております。太陽光につきましては、

日照時間が比較的長く安定しており、また、水力や風力、バイオマスといった一定のエネルギーも有しております。

5 ページをお願いいたします。

都市や産業の面におきましては、コンパクトな都市ということで、電力や熱の相互融通などでエネルギーを効率的に利用できる可能性を有しております。また、他都市と比較して集合住宅の割合が高い状況でございます。そして現在、アイランドシティにおきましてスマートコミュニティのモデル事業を行っているほか、エネルギーに関する産学官の連携の取組みが進んでおります。さらに福岡市では、環境・エネルギー分野に関連がある情報サービス産業などの割合が高い状況でございます。

それから、市民意識につきましては、再生可能エネルギーの導入、それから災害時のエネルギー利用について、市民の高い関心が示されております。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

6 ページで、目指す姿を記載しております。目指す姿といたしまして、「エネルギーを“創る” “賢く使う”そして“快適に過ごす” ふくおかの心地よい都市づくり！」ということで、具体的には、その下に記載しておりますように、福岡市の特性を踏まえまして、多様なエネルギーを活用した分散型エネルギーを導入しながら、広域エネルギーインフラと連携した福岡型の自律分散型エネルギー社会の実現に取り組み、そして、地球に優しく、災害時の対策にも寄与し、生活の質の向上にも資するモデルとなるような都市を目指すというものでございます。

まず、エネルギーを「創る」に関しましては、再生可能エネルギーや燃料電池などの分散型エネルギーを積極的に導入していこうというものでございます。「賢く使う」につきましては、つくった電気などを、IT技術などを活用したエネルギーマネジメントシステムにより効率的に使おうというものでございます。そしてその結果、右になりますけれども、安全・安心社会の基盤のもと、さまざまなサービスが充実した快適な生活につながるものと考えております。

7 ページには、目標年次の2030年度において、本戦略の取組みにより、地球環境、生活環境、経済環境がどのような状態になることを目指すかについて記載しております。

地球環境につきましては、住宅、建物への再生可能エネルギーの導入や次世代自動車が普及しており、エネルギーをつくり賢く使うことに対する市民や事業者の理解が進み、意識することなくエネルギーが効率的に使われている状態、生活環境におきましては、エネルギーが相互に融通し合えるエネルギーシステムが構築され、IT技術を活用してさまざまなサービスが提供されていること、また、移動電源として次世代自動車を活用したり、災害時の対策に寄与するエネルギーの分散化が進んだ安全・安心なまちとなっている状態、そして経済環境におきましては、産学官のネットワークが形成され、福岡発の新たなビジネスが生まれるとともに、これらの取組みが国内外から注目されている状態、こういった姿を目指すこととしております。

8 ページをお願いいたします。

目指す姿に向けた目標といたしまして、2030年度末に、市内の再生可能エネルギーによる発電規

模 40 万キロワット以上を目指すこととしております。また、これ以外にも、今後の社会情勢や技術変革などを見据えながら、エネルギーの効率的な利用に関する数値目標を検討していくこととしております。

ちなみに、この 40 万キロワットの規模感でございますけれども、これは下のグラフに、点線で囲んでおります箇所、これは 2012 年度における再生可能エネルギーによります発電規模でございますけれども、2012 年度が 11 万 1,000 キロワットでございますので、40 万キロワットでありますと現状の約 4 倍ということになります。また、再生可能エネルギーによります電力自給率で見ますと、現在は 3.8%でございます、これが 40 万キロワットになりますと約 8%になるという見込みでございます。

次の 9 ページから 11 ページにおきましては、目指す姿に向けた施策の方向性を記載しております。主なものについてご説明いたします。

地球環境に関しましては、課題といたしまして、再生可能エネルギーの集合住宅への導入や太陽光以外の再生可能エネルギーの活用などが挙げられますことから、方向性 1 では、再生可能エネルギー等の導入を促進していくということとしており、市や市民、事業者による積極的な導入、また、福岡の特性を生かし、小規模水力や熱などの十分に活用されていないエネルギーの導入を図ってまいります。方向性の 2 では、省エネルギーの推進を記載しておりますが、こちらにつきましては、福岡市地球温暖化対策実行計画の検討に合わせまして、省エネと創エネの連携した取組みを行ってまいります。

10 ページをお願いいたします。

次に、生活環境につきましては、コンパクトなまちの特性を生かし、また、安全・安心の視点から、方向性の 1 ではスマートコミュニティの取組みを、方向性の 2 では、安全・安心社会の実現に向け、災害時の対策に寄与する再生可能エネルギーの導入などを進めていくこととしております。

10 ページの点線の枠囲みに、現在アイランドシティでモデル的に行っておりますスマートコミュニティ創造事業について書かれております。この事業は、国の特区も活用し、アイランドシティにおきまして、再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムを導入して、電気自動車などを活用した次世代交通システムの活用、また、住民ワークショップや企業交流会の開催などを行うこととしております。

次に、11 ページでございます。

経済環境につきましては、方向性の 1 で、環境・エネルギー分野における産学官の連携による取組みを進めるための場づくりや特区の活用につきまして、また、方向性の 2 としまして、取組みや成果を国内外に効果的に発信するということとしております。

最後に、その他（市民理解の促進）といたしまして、講演会やワークショップ、また出前講座などにより、市民や事業者の理解促進に積極的に取り組むこととしております。

続きまして、12 ページをお願いいたします。

12 ページから 14 ページにおきましては、戦略の進め方について記載しております。

12 ページでは、本戦略の対象期間を短期、中期、長期に区切り、効果的に進めていくことを記載しております。短期におきましては、国の固定価格買い取り制度の活用による取組みを、中期では、新たな技術を用いた実証実験などを通じた取組みを、そして長期では、まちの更新時期に合わせ、再生可能エネルギーの導入などについて構想段階から推進する取組みなどを進めていきたいと考えております。

13 ページをお願いいたします。

市の姿勢として、役割などについて定義をしております。市による方向性の明示につきましては、市民、事業者と一体となって取組むため、市は、まず取組みの方向性をしっかりと示していく必要がございます。

産学官民連携の推進につきましては、市、市民、事業者の役割を踏まえつつその連携を図っていく必要がございます。市の役割としましては、市有施設への再生可能エネルギーの率先導入や民間への波及、市民理解の促進、そして、新たな技術やサービスをつくり出す場づくりなどを記載しております。市民、事業者の役割としましては、エネルギーに対する理解と効率的な利用、また、さまざまな取組みへの積極的な参画などを記載しております。そして、国や県、指定都市など、そういった自治体ともしっかりと連携していくといったことを記載しております。

続きまして、14 ページをお願いいたします。

戦略の進行管理としまして、庁内の推進体制、そしてこの環境審議会などにより、施策の進行管理を図っていくとともに、市民や事業者が主体的に参加できる取組みを行ってまいりたいと考えております。また、今後の社会経済情勢やエネルギー分野を取り巻く環境の変化に柔軟にそして機動的に対応できるよう、適宜前向きな見直しを行ってまいりたいと考えております。

15 ページ、16 ページは、参考資料といたしまして、主な分散型エネルギー、それからエネルギーマネジメントシステムについて記載をしております。

私からの報告は以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま福岡市の環境・エネルギー戦略の、まず骨子でございますよね、その案についてを説明いたしました。この説明された内容につきまして、ご質問やご意見ございましたらどうぞお出してください。

○委員

この骨子案の方向性も理念も大切なことだと思いますが、例えば8ページの、再生可能エネルギーによる発電規模40万キロワット以上を目指しますとなっているんですよね。具体的にどのような形でこれを達成するのかという問題があると思うんですが、例えば、参考資料として、再生可能エネルギーが、発電規模のそれぞれの可能エネルギーごとの現状が記載されていますが、それは先ほど、現状からすると4倍の再生可能エネルギーが達成しないといけないということになるんだろうと思うんですが、その中で、先ほど、例えばこの10ページのアイランドシティスマートコミュニティ創

造事業に取り組まれているんですが、これによって、この再生可能エネルギーという視点で見た場合に、現状でどういう成果が出ているのか、そして、その課題と、具体的な支援策というか手だての必要性があるのかどうかという問題。

それと、例えば13ページに戦略の推進ということで、戦略の推進の①は方向性であろうと思うんですね。そして、戦略の②の、具体的にそれぞれの市、市民、事業者の役割が言及されているんだと思いますが、この40万キロワットを達成するために、市の役割で市有施設への率先導入ということが言われていますが、これがどういう現状と、この2030年までにどういう水準に行くのかと、到達させるのかという問題。

それと、市民や事業者に対して、この啓発的な行政の果たす役割のみでいいのか、支援策が求められるのか、この辺が私は明確になっていないという気がするんですね。それで、今後どのような具体的な方策を考えておられるのかについて確認したいし、また、これを実現していくためには必要でないかなという気がしますので、ご意見お伺いしたいなと。

○会長

ありがとうございました。

2点ですね、今のそのアイランドシティで行われている実証実験というものが、どのぐらい成果を上げていて、再生可能エネルギー導入という目から見たときどういう成果になっているかという点と、それから、ここに書いてあることを実際に実践するために、具体的に何を考えるかということ。多分、骨子ですから、これから考えますという答えが返ってくるような気もするんですが、現段階で答えられることがありましたならお願いします。

●事務局（エネルギー政策課長）

それではまず、アイランドシティでのスマートコミュニティ創造事業の推進の状況でございますけれども、こちらにつきましては、平成24年にまち開きをいたしましたCO₂ゼロ街区の取り組み、そちらの取組みの中で、太陽光発電、それから蓄電池、燃料電池、こちらの導入についての支援を行ってございますけれども、そういったエネルギーマネジメントをつくり上げていく事業につきまして、その導入につきまして今支援をしているところでございます。こちらにつきましては、ゼロ街区、分譲がこれから進んでまいりますので、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

それから、今年度につきましては、このスマートコミュニティを推進していく推進組織といたしまして、産学官で構成いたします福岡市スマートコミュニティ創造協議会というものを、先週、1月23日に設立いたしました。

この中で、スマートコミュニティの取組みの新たなアイデアであるとか支援、そういったところに広がっていきえるような取組みを踏まえまして、それをまたこのアイランドシティの取組みの中に取り入れていくことで、このアイランドシティの取組みのことにつなげていきたいと思っております。また、このアイランドシティでも、今後の成果の中で、アイランドシティ以外の地区に波及といたしますか、導入できるようなモデルをつくり上げていながら、アイランドシティだけにとどまらずそれを市内に広げていく、そういった検討も引き続き行ってまいりたいと考えております。

それから、40万キロワットに向けての取組みでございますけれども、やはりその具体的方策というのが求められてくるかと思っております。

今、現状として取組んでいる内容といたしまして、25年度におきましては、住宅への太陽光発電システムの導入の補助でありますとか、それから、福岡市は集合住宅が多うございますけれども、なかなかそちらに太陽光発電含めた導入がうまく進んでいないという現状がございますので、そのあたりを促進していくためのアドバイザーを派遣するような制度を今年度行っております。

こういった取組みを、具体的な補助も含めた取組みを進めていくとともに、しっかり市民の方、事業者の方々にエネルギーの合理的な利用であるとか導入のメリットといったところを理解していただくような施策の推進を、あわせて進めていきたいと考えております。

○会長

どうぞ。

○委員

アイランドシティスマートコミュニティ創造事業ですけどね、私、今日、今、尋ねたのは初めてじゃないんですよね。第5常任委員会、市議会の中でもここで書かれている電気自動車の普及とか、それから太陽光発電の普及とか、いろいろなことを取り組まれているんですけども、住宅建設、居住人口、こういうのは、正確に数字的にも報告されるんですけども、この分野については、言うては悪いけれども、抽象的な報告しかないんですよ。

これだけ力入れて、そして福岡市の目玉みたいなテーマとして掲げられていけば、そこでどういう具体的な成果が出ているのか、太陽光発電の全住宅への普及度はどうなっているのか、電気自動車はどうなっているのかというのは、少なくともあなた方把握して、幾つか、やがて市民に対して、こんなに普及していますよという話ができるようにすべきでないですか。言われているキャッチフレーズ、そのくらいの政策ならば、そうだという話で結構ですけどね、ここは、もう私たびたび聞くけど、具体的な答弁は一つもない。ひとつその辺も踏み込んだ分析をしていただきたい。

それから、40万キロワットを達成するためには、小水力はどうするのか、風力発電どうするのか、そういう多方面の再生可能エネルギーの分野ごとの分析、研究をしていかないと、この40万キロワットというのは、この有識者会議の方向性とは、私は、いわゆる中央答申の中ではここまで明確に打ち出しがあったというのは意義のあることだと思うんですよね。ある面では画期的だと思います。それをほんとうにやり上げるための施策は、やはり、この皆さんが研究し、方向性を見出さいただくということが大切だと思うので、もう今日はやり取りしませんけど、要望だけにしておきます。

以上です。

○会長

それを出していかねばなりません。

どうぞ。

○委員

私は、この資料3-2の5ページのところにかかわるんですが、再生エネルギーへの比重を高めて

いくという議論が主な議論と理解をしていますが、そもそも、エネルギーを使わないというか、省エネルギーの都市構造にしていく、コンパクトシティというのはまさにそういうことに合致しているんでしょうが、とりわけ建物についてどういうアプローチをしていくのか。

欧州あたりというのは、建物もしっかりと排気からシャットアウトするような形で進んでいるというような話も、私もこの前聞かされただけなんですけど、そうかどうかというのは事実わかりませんが、そういうような建物の構造自体もエネルギーを使わない構造にしていくという話があったもんですから、とりわけ福岡は建設業が多いとか、あるいは集合住宅が多いということならば、そういういったところの少しアプローチが具体的にできないのかなと。

それも含めて、使わないというエネルギー政策が一方でしっかりあれば、特に福岡の産業構造の中でも整理がつきそうな感じがしているんですが、その部分について少し説明をしていただきたいというのが1点であります。

もう1点は、先ほどのこの、再生エネルギーの目標が書かれております。私はたびたび関係局の方々に聞かせていただいているんですが、国のエネルギー基本計画の中でどういう位置にあるのか、そもそも8%という数字の根拠が、とにかく頑張ってみようという理由なら私は多めに賛成なんですけれども、国のエネルギー政策というのも一方ではありますから、その中で本市が果たすべき役割がこの8%ということならば、その根拠というのはどう理解したらいいのか。

そこの2点についてお尋ねしたいと思います。

○会長

それでは、ただいまの質問に回答をお願いいたします。

●事務局（エネルギー政策課長）

まず、建物はじめとした省エネの視点での取り組みの部分でございますけれども、建物につきましても、今非常に、省エネも含めまして性能が高い住宅というのが開発されてございます。それから、来年度アイランドシティでも建設予定がございまして、スマートマンションといいまして、再生可能エネルギー、太陽光でありますとか、燃料電池を各戸に取り付けて、建物全体でエネルギーをマネジメントしようといった、賢く使う部分での取り組みの建設なども始まってまいります。そういったものを、都心部、それから住宅地におきましても今後広げられるような、そういう施策につなげていければと思っております。

さらに、住宅会社、メーカー等とも情報交換しながら、こういった形の方法、住宅、それに対するの支援なり協力、一緒にやっていけるような部分があるのか、そういったものもあわせて検討してまいりたいと考えております。

それから、省エネといった取り組みはもちろん大事でございますので、そちらにつきましては、地球温暖化対策実行計画とあわせながら、賢く使うといった部分で取り組みを広げていければと考えております。

それから、数値目標の分につきましては、8%という数字のところでございますけれども、国におきましては、エネルギー基本計画が現在策定中でございます。ただ、昨年6月に閣議決定されました

国の成長戦略におきまして、再生可能エネルギーの徹底活用を図るという方針が示されております。こういった国の方向性と今回のこの戦略の目指す方向性というのは、一定程度合致しているのかなと考えてございます。ただやはり、今後策定されますエネルギー基本計画、それから、今後出てくるであろう電力システム改革、こういったエネルギーを取り巻く環境というのは非常に大きく変化するということが想定されますので、これらの変化に合わせた柔軟な見直し、対応というのが必要になってくるかと思っております。

それと、8%でございますけれども、なかなかこのあたりは現状でははじき出せない数字の部分でございまして、といいますのも、数値目標で40万キロワットという部分で、創るという部分ではこういう数値目標を掲げておりますけれども、賢く使うといった部分での数値目標も今後検討したいと考えております。こちらにつきましては、まだこのあたりの技術であるとか製品が緒についたばかりでございますので、このあたりが普及のめどが立ってある程度、福岡市としても、こういった数値目標を立てていこうといった時点で数値目標を示していければと考えております。こういう賢く使うといった部分での数字が設定されますと、このエネルギー使用量の分母の部分が出てまいりますので、自給率の部分につきましてももう少し明確な数字が出せるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員

アイランドで実験的な試みをやられている話がありましたね。私、忘れておりました。そうだったんですね。ぜひそれはやっていただきたいと思います。

一方で、今の住んでいる方々、私はちょっと寒がりです、何とか窓を二重にしたりとか、そういう気になるんです。それとか市営の住宅もありますしね、既存の住宅でそういう改良をもうひとつ何とかできんかなという気がするんですね。そこらあたりを、産学官、上手に誘導していただきたいということをお願いをしてというね、お願いじゃないですね、そういう手当を措置して頂きたい。

以上です。

○会長

この案ですが、全体としては、記述が供給側に偏り過ぎているそんな感じがいたします。創るというだけじゃなくて賢く使うと言っているのですから、この言葉の中にどこまで減エネのような考え方が入るのが大きな課題ではありませんか。省エネでなく減エネと言いましたが、省エネというのは努力して使わないということの意味ですが、減エネのほうは、そもそも施設そのものがエネルギーを使わなくて済むような施設、それが減エネです。そうしない限りはとても成果にはつながらない。もうちょっとその辺のところを明確になるような計画にしていかなければいけないと思われま。

エネルギー計画の中で、本市がどの程度数字を担うべきかということについては、難しい点があり、国の計画がいつになったらできるかよくわからないので、我々はひたすらそれを待っています

けれども、その間にも温暖化の方は進んでいくわけです。いずれにせよ、創る側だけでカバーできるものじゃないという今の委員のご発言は私も同感でありまして、両方あわせて色々考えないといけない。両方考えてエネルギーということ言っているのであって、この点はもっと明確にしておかないといけない。

○委員

幾つかお尋ねしようと思いましたが、今のところである程度関連の話が出ましたので、1点だけ質問させていただければ。

8ページのところでですけど、再生可能エネルギーの導入ということで、現時点、12年が11万キロワット程度で、30年が40万キロワット程度ということで、電力自給率として3.8%が8%ということなんですが、これ、再生の割合が4倍近くになって、自給率が4倍にならないのはどうしてでしょうかというのが具体的に聞きたい。

省エネか減エネかは別にして、できるだけエネルギーを使わないという方向になっていくとすると、18年間の間に人口もそんなに増えないと思われまして、トータルのエネルギー、さらには、使うエネルギーは減ってくるはずなのに、なおかつ、再生可能エネルギーは増やしたのに、自給率が下がる、あまりそれほど上がらないというのはどういうことかなという……。

○会長

ご質問はよくわかりますが、実は、この40万キロワットというのは設備容量です。設備容量があるからといっても、24時間電気を作ってくれるわけではない。太陽光は昼間の太陽が出ているときしか動きませんからね、それが要するに設備利用効率です。ですから、40万キロワットの施設をつくって、実際それが与えてくれるものは、実質能力より低い。

○委員

何か、その辺をもう少しわかるように詳しく……。

○会長

ただしこれは2012年の設備利用効率で見えていますからひょっとすると2030年ぐらいにはもっと効率のいい施設ができるという可能性があるかもしれない。

○委員

ちょっとまだ理解できていないんですけど、たくさん増やすのに、率がだんだん悪くなっていくんですか。

○会長

そうではなくて、率はよくなる可能性もある。

○委員

そうすると、自給率はもっと上がるんですね。

○会長

とりあえず2012年の数字で仮置きでやっていますから。今のところ先の技術はわからない。紫外線も電気に変換できるような技術がちゃんと実用化されるというようなことはあるかもしれない。だけど、それにしても夜はだめ。

○委員

逆の数字になっているような気がするんですが。

○委員

私が言うのはおこがましいんですが、策定した側として、説明させていただきます。専門、策定側は、太陽光、風力の専門家等々とお話して、その40万キロワットとかそういう推算するときも、現在の新設住宅に対してどういう割合で太陽光が乗っているかという、今90何%というのを、これを施策でもって少しアップしようとか、そういうところで、目指したものというのが四十数万ぐらいになったんじゃないかと思うんです。

委員ご指摘のところというのは、その40万の内訳というのが、やっぱり太陽光が一番多いんですね。太陽光というのが効率が悪いのは事実なんです。たしかそのとき40%ぐらいで概算したと思うんですけど、風力の半分しか発電しませんので、非常に設備容量に対して電気自体の消費量であるキロワットアワーに対する貢献が低いので、思った以上に自給率というのが上がらないというのが、国でやっている話だと思いますが、その内訳が大体は太陽光になってしまう。

○委員

率の悪いものがわりあい増えていくから……。

○委員

率の悪いものが、ええ。やっぱり屋根に置くのが楽なんです。置くだけでいいのが楽なんです。

○委員

わかりました。

○会長

ほかに何か。

○委員

もう、今一つ前の議論のところなんですけれど、エネルギーを使うのを減らす、省エネと減エネというところなんです。市が極めて力を入れているという意味では、市が関係されている事業のところ、それを政策としてその省エネを積極的に図っていきますということを言っただけると、市民へのアピールが極めて強くなるのではないかと。当然、エネルギーのそういう比率からいって数%、極めて低いと思うんですけども、PRの効果としては極めて高いと思います。ですから、交通局もあるし、道路下水道局もあるし、水道局の施設も、施設が来たとき、つくらないで近くの余っているやつをもらってくるという手もあるし、そういう市としての戦略も見えるとわかりやすいと思います。

○会長

ありがとうございました。

多分、LEDに変えるとずいぶん違うようですね。

○委員

国のエネルギー基本計画でも、温暖化の影響と、それから原子力の扱い、その辺いろいろ難しいホットな問題だと思うんですけども、原子力のことは福岡市の段階ではとても無理だと思うんですけども、私の質問は、2 ページに書いてあったんですけども、福岡市の地球温暖化対策実行計画、これ検討中となっているんですけども、これとはリンクさせることを考えていらっしゃるのでしょうか。それとも、これとは全く独立して、あくまでも再エネだけの部分を中心に考えていく計画、戦略なのか。

○会長

どうぞ。

●事務局（エネルギー政策課長）

まず、この戦略につきましては、もちろん、今後策定が予定されております地球温暖化対策実行計画の中で、連携させながら進めていくといったところで考えておきまして、事業の進行管理におきましても、この二つの計画を踏まえた事業という形で進行管理をしていきたいと考えています。

○会長

いずれにせよ、実行計画の中には、単に市の行政や市の施設の中の話だけじゃなくて、もっと地域のことも書かなければいけないという今の制度の仕組みになっておりますが、それとここに書いてあることが矛盾しては困りますので、当然、各計画も含めて、全部が整合性の合うようにしていかなければいけないということは、そのとおりだと思います。

ほかにございますでしょうか。

○委員

お願いなんですけれども、13 ページのところに、市が説明している資料で、市の役割というのが書かれていて、再生エネルギー等の導入促進を図るというための役割が書かれているように思うんですけども、先ほどの環境基本計画等では、例えば快適な生活環境のまちのところには「歴史や景観を活かした美しいまちが実現します」、これが結構競合する場合が設備として出てくるケースがあるんだろうと思いますので、そのあたりの調整機能を、何らかの形で市の役割として持ち込んでいただけるとありがたい……。

○会長

それは、環境計画のほうでも環境影響評価をきちんとやりますと言っておりました。福岡市の条例は、風力は県、北九州市に比べてものすごく小規模のものからアセスメントの対象にしていますし、太陽光発電にしても、土地の形状の変更を伴うものは対象にしていますので、それは常に意識をしていることです。

それから、もっと他都市でどういうことやっているのかということ、勉強したほうがいいのではないのかと思います。静岡市で、すごくいい市民発電所の活動をやっておられる。市の施設や、大規模な公共施設などをただで使わせてもらって、市民から出資金を集め、NPOが太陽光発電し

ている。

自分の家には太陽光発電をつけることが難しいけれども、そういう活動には出資してその代りにしようということです。いろいろな工夫はまだあると思うわけです。

○委員

済みません、ちょっとずれていたら申しわけないんですけど、日本でエネルギーを考えた場合に、やっぱりエネルギーを輸出できるのは北海道だなと思うぐらい、福岡のエネルギーを考えたときは、土地がないとか、例えばバイオマスというのが、北海道の十勝がちょうどデンマークと同じぐらいの輸出できていくんじゃないかというようなこともあるように、福岡市自体は、農地とか土地とかが少ないか、家畜を飼っているところも少ないので、例えばバイオマスでエネルギーを生産していく場合には、風力とか太陽光で生産するのと比べると、雇用を5倍ぐらい生むとか、1次産業と直結できるとか、ほかのクリーンエネルギーとつなげることでトータルにできるとか、もう都市部では暖房施設のインフラでつなぐことでそういうことを叶えていくとかということがありますけど、ただ法的なことからヨーロッパみたいにそこまで進むことはできないですが、例えば、福岡市の戦略というこういったものができた場合に、近隣の都市だとか、九州の中でこれぐらいとか、福岡県の中でこれぐらいを考えていく福岡市ですよみたいな、近隣の事とかが思い描けるようなことが少し入ったほうがいいのかなと思いました。

○会長

市の環境基本計画骨子は、既にそのことを意識していて、福岡市だけで、やるということは考えていないわけです。必要なことは協力してやります。

それから、さっきもちょっと言いましたけど、福岡市内でバイオマスエネルギー利用を進めるという場合でも、多分副産物の利用はほとんど市内だけではできない。だけど、周辺地域との連携があればできるでしょうね。だから、何も地域内で自己完結的にやらなければならないということでこれを見てしまうと、できることは限られてしまうということもありそうです。

それでは、まだまだご意見がおりかもしれませんが、事務局は、今出された本審議会委員のご意見を参考にして計画をまとめていただきたいと思います。

(3) 資源物持ち去り行為の防止に関する条例の検討について

○会長

では、最後になりましたが、前回審議会でご報告いただきました資源物持ち去り行為の防止に関する条例について、事務局から説明をお願いします。

●事務局（収集管理課長）

収集管理課長の篠原と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、資源物持ち去り防止に関する条例についてご説明いたします。資料4をごらんいただきたいと。

この件につきましては、昨年9月30日開催の前回環境審議会でご報告をしておりましたものでございます。改めまして、経緯及び背景等からご説明させていただきます。

近年、軽トラック等を用い、ごみ置き場からアルミ缶等の資源物を組織的に持ち去る行為が頻発しております。市民からの苦情件数につきましても、平成21年度4件であったものが、平成24年度191件、平成25年度は12月末現在で219件と、急増いたしております。持ち去り防止対策の実施が強く求められております。

そのため、学識経験者、地域団体、警察、行政等で構成する資源物持ち去り防止対策検討委員会、その後、資源物持ち去り防止に関する条例検討委員会を設置し、平成25年10月までの間に5回会議を開催して意見を伺いました。委員会では、持ち去り行為を規制する法的根拠が必要であるが、現行法令では規制が困難なため、罰則付きの条例を早期に整備してほしいとの要望が出されますとともに、家庭ごみだけではなく地域集団回収からの持ち去りも規制すべき、また、買い取り者への規制も必要であるなどの意見が出されております。

これらの意見を踏まえまして、条例骨子について検討を行いました。2ページをごらんください。

2、条例骨子案でございますが、条例については、現行の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正により実施したいと考えております。

1、収集等の禁止についてご説明いたします。まず収集については、市、地域集団回収実施団体及び委託された者以外の者が、家庭ごみや収集物を収集することを禁止するとしております。(1)家庭ごみにつきましては、家庭から出される可燃ごみ、不燃ごみ、空き瓶、ペットボトル及び粗大ごみを、一般廃棄物処理計画において定められた場所から収集、運搬、積みかえまたは保管する行為を禁止するとしております。次に、(2)地域集団回収につきましては、地域集団回収として出された資源物を、地域集団回収実施団体が指定した場所から収集、運搬、積みかえまたは保管する行為を禁止するとしております。

2、禁止等の命令でございますが、1の収集等を禁止されている対象者が禁止行為に違反したときは、これらの行為の禁止、中止、返還及びその他の必要な措置をとることを命ずることができるとしております。

3、買い取りの禁止等につきましては、禁止行為に違反して収集された対象物を買い取ることを禁止し、あわせて、買い取り禁止に違反した法人等の名称及び違反の内容を公表することができるとしております。

4、罰則でございます。2の禁止等の命令に違反した者は5万円以下の過料に処するとし、違反者が従業員である場合や組織的な持ち去りの場合については、行為者を罰するほか、その法人または代表者等に対して同様の罰則を科するとしております。

3ページをごらんください。

3、今ご説明しました資源物持ち去り防止に関して、条例に規定する事項案について、市民の意見を募集するためにパブリックコメントを実施いたしておりますので、ご報告します。意見募集期間は平成25年12月20日から平成26年1月20日までとし、意見は、窓口提出、郵送、ファクス、電

子メール等で提出いただいております。

4, 意見提出状況でございますが、提出者数は 29 人と 1 団体で、50 件の意見が出されております。意見の概要については、①禁止対象物について 3 件、②禁止対象者について 5 件、③買い取り禁止について 2 件、④罰則について 3 件、⑤条例の制定を望むが 4 件、⑥条例の制定に反対が 7 件ありましたが、これは、日雇い労働者やホームレス等の仕事、生活の糧、生きる喜びが奪われるために反対するというようなものでございます。⑦その他の意見として 26 件が来ております。

以上でございますが、これらの意見、さらには本日委員の皆様からいただくご意見を踏まえまして、既存条例の一部改正案を作成してまいります。今後のスケジュールでございますが、平成 26 年 3 月、市議会へ改正条例案を付議しまして、平成 26 年 4 月、改正条例施行予定で考えております。

4 ページ、参考資料をごらんください。

ホームレスへの対応について記載しております。従来ホームレスがアルミ缶等の資源物を収集する場面が見られておりますし、パブリックコメントでもホームレスへの対応を求める意見がっております。保健福祉局が平成 25 年 1 月に実施しました一斉調査によりますと、市内全体のホームレスは 217 人で、聞き取りなどによりますと 76 人ほどがアルミ缶収集を行っているようです。

今回の条例改正は、ご説明しましたとおり、急増している軽トラック等を用いた組織的な持ち去り行為への対策を求める市民の声を踏まえて実施するものでございます。ホームレスにつきましては、持ち去り行為の防止とあわせまして、ホームレスを自立支援策へ誘導するよう、保健福祉局と連携して取り組んでまいります。

ホームレス自立支援策については、保健福祉局の施策の概要をご説明いたします。

ホームレスにつきましては、巡回相談員が、駅や公園、河川など市全域を巡回して個別の相談に応じ、路上生活からの自立に向けた支援を行っており、就労可能な方につきましては、就労自立支援センターへの入所により一時的な生活の場を提供し、ハローワーク等とも連携した就労支援を行っております。就労が困難な方につきましては、生活保護制度を適用し、ホームレス状態からの脱却を支援しております。

ホームレスが持ち去り行為を行っているような場合には、図に示しておりますように、注意、指導だけではなく、自立支援策に関するチラシを配付するなど情報提供を行うとともに、ホームレスに関する情報を保健福祉局に提供し巡回相談に活用していただくなど、連携して自立支援策へ誘導したいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長

それでは、前回簡単な報告をいただいた具体的な内容について、検討結果についてご報告いただきましたが、何かご意見は。どうぞ。

○委員

ちょっとお教えいただきたいんですけど、定義のことなんですけど、持ち去り行為イコール収集と

理解してよろしいのでしょうか。

●事務局（収集管理課長）

そうです。持ち去り行為と、ここに書いてあります積みかえ、保管、そういうことも対象に考えております。

○委員

収集等イコール収集、運搬、積みかえまたは保管で、一つでもやるというか、かかると、それは対象になる。

●事務局（収集管理課長）

そうですね。

○委員

わかりました。ありがとうございました。

○会長

要するに、持ち去ってはいけませんというだけでは不十分です。持ち去って、運んで、それをどこかにためておいて、それらが全部問題ですね。そこで、これらの一連のこと全部を対象にしておかなければいけない。それで禁止行為の範囲が広いように見えますが、やっていることは一連の流れで、そういう行為とか全部なるわけです。

○委員

じゃあ、複数の業者がひっかかる可能性も大いにある。

○会長

実態がどのようなものかわかりませんが。要するに、買い取ってくれる業者さんがいれば、その人たちがそこで保管をとということがあります。それから、どこかにデポジットがあって、デポジットから1回もうそこに積んでおいてどこかほかのところに持っていく行為がありますから、そうすると、積みかえの行為があります。いずれにせよ、これを、一人で全部やる人もいるだろうし、何人かがそれぞれの担当ということになるかもしれませんが、いずれにせよ、対象者以外の、要するにこの許された者以外の者がやれば、全部これの禁止に該当することになります。

○委員

わかりました。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

済みません、意見じゃなくて質問で、教えてほしいんですけども、組織的に持ち去る行為というのは、誰がやっているかというような見通しがついているのかどうかということと、それから、たしかテレビとか新聞で聞いたんですけど、これは日本で初めてのこの件の条例になるというようなことを聞いたと思うんですけども、ほかの都市ではこういう類似の問題起きているのかどうか。

○会長

初めてというのは、それは報道しておられることとは別のことで、こういう条例だけでみればずいぶんその都市に多数先例があります。

○委員

ああ、そうですか。

●事務局（収集管理課長）

ちなみに、政令指定都市 20 市のうち、11 市が条例を制定しておりますし、県内でも 4 市町村が制定しております。

○委員

それ、組織的な話は。

●事務局（収集管理課長）

組織的な話は、今現在、報告でもございましたけれども、車を、軽車両ですね、この写真に載っておりますように車を仕立てて、集める人ですとか、また、積みかえる人ですとか、そういうようなことをやっているケースがかなり見受けられています。

○会長

委員。

○委員

済みません、勉強のために教えてください。地域集団回収の資源物の定義をお教えてください。何でも提供したらいいのか、集団回収の対象物のみの資源物なのかを教えてください。

●事務局（収集管理課長）

地域集団回収の資源物というのは、いわゆる廃品回収、地域で行われてある古紙、空き瓶、アルミ缶等、古着類だとか、そういったものがございます。

○委員

ありがとうございます。

もう 1 点お願いします。指定した場所、私どものところは家の前に適当に置いておいてくださいというのも指定した場所ですか。

●事務局（収集管理課長）

そうです。そういう団体から指定、指示があれば、そこが指定した場所になります。

○委員

ありがとうございます。

●事務局（収集管理課長）

それと、先ほどのご質問の中で全国初とかというお話の分は、既に政令市では先ほど申します 11 市が条例を制定しておりますが、全て持ち去りで、買い取りを規制する条例にするのは今回初めてでございます。

○会長

ほかにございますか。

○委員

1点だけ。私は、子供の時代から育っておる社会の中で、鉄くず回収車、回収業者等々、戦後の日本の経済、社会の発展にこの分野の人たちが一定の役割を果たしてきていると。よく福岡市の議会でも、道路文化についてとうとうと私見を述べられる議員さんがおられたんですが、そういうことはやはり加味してほしいのがあるのかな。

組織的に持ち去る行為が頻発してきたというその組織的な行為が、この条例では、持ち去る者全てに適用されるということになるんですよね。だから、入り口と出口が違うんですよ、この文章の表現でいくとね。こういうことは、資源の再利用とかさまざまな役割も果たしてきたんですね。それが、組織であるか、みずからの生活を支えるために余儀なくその分野のことをせざるを得なかったか、それぞれあるんだと思うんですけどね、こういう条例を制定したときに、この条例によって厳しく適用されてくるということになることになってはならないんじゃないかなと。だから、やはり柔軟な対応を考えていただいく必要があるんですよ。

その事業としてやっているということについては、ここで指摘されている組織的な持ち去り行為だと思うんですよ。だから、そういう運用については、警察関係等も十分柔軟な対応というか、そういうことは考えてほしいということだけ要望しておきます。

○会長

いずれ議会で審議することですから、またいずれ審議の中で、ご議論いただければと思います。ほかにございますか。

○委員

2点。

1点目は、この条例、骨子ですけれども、少し参考までに確認したいんですが、1点目は、罰則の5万円以下の過料というところですけど、この金額というのは、要は見つかって5万円払ってでも継続したほうがいいのかという金額なのか、それは非常に大きな痛手になる金額なのかというようなところで、実効性が変わってくるのかなと思うんですけど、この決まった経緯なんていうのはどういう経緯があったりするんでしょうか。

2点目については、多分、ここの持ち去りのところにどのくらいかかっているかという疑問はあるんですけど、最近報道されているホームレスのところというのは、いわゆる従来型の場所にいるんじゃないくて、夜中ネットカフェなんかとか24時間のところに住んでいるというようなところもあるんですけど、そういう人というのは、考えているのでしょうか。

●事務局（収集管理課長）

まず、5万円で効果が上がるのかというような話でございしますが、先ほど申しました11政令市の中では、20万円の罰則、罰金というところが多うございします。過料のところは2市だけでございします。福岡市でも、罰則をかけることが目的ではございしませんで、そういう行政秩序を維持するというようなことで5万円としております。これで実行しまして、なかなか実効性が上がらないとかと

ということになれば、またそれはそれで考えなくてはならないと思いますが、まずは行政として秩序を維持していくということを大きな目的としております。

それともう1点、ホームレスの定義は、国で、都市公園、河川、駅舎その他、そこを起居する人たちというような法律での定義づけがあるようですので、ネットカフェの方々がホームレスであるのかというのは、定義できるかはそれはわかりませんが、そういうことです。

○会長

要するに、本来の流れにちゃんとあわせてもらわないといけませんということです。集団回収というのはそれなりに目的を持って行われていて、それなりの秩序があるはずで、あるいは、廃棄物として排出したものについては、ちゃんと廃掃法に基づくルールに従って排出していただく、それを、この秩序を守らない者に対しての行政罰としての過料にしよう、こういうことです。

今説明があったように、これで抑止効果を狙って罰則をつけるというようなことは、本来あまり考えられない。廃掃法とかに1千万円の罰金という規定がありますが、それで効果があれば不法投棄はなくなるはずで、幾ら罰金高くしたって不法投棄はなくなる。例えばね、死刑があるから人を殺さないという人が世の中に、どのぐらいいるのでしょうか。人を殺そうと考える人は死刑の刑罰があっても殺すわけ。罰則というのは抑止力になると考えてもそれには限界があることを認識しないといけない。

それから、これを罰金の規定にすると、制定手続がものすごくややこしくなる。ですから、ことは迅速を要するということでもあり、とりあえず過料で始めようという提案です。ですから、ほんとうに5万円払って命令に従わないという人が続出する。5万円払えばいいだろうといって条例を無視する人ばかり、ということになったら、次は議員さんをお願いして、強力な罰金ということにしなければならぬかもしれない。まあ、とりあえずやってみないとわからないということでしょう。

それでは、ほかにご意見がございませんようでしたら、今日ご報告いただいた内容については、審議会としては了承したということによろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長

それでは、本日の審議は終了いたします。あとは事務局をお願いいたします。

3 閉 会

●事務局（政策経営課長）

浅野会長、委員の皆様、ありがとうございました。

ここで、本日の議事とは別に、1枚資料をお配りしているかと思います。福岡超大学環境ゼミナール研究発表会ということで、委員から説明をお願いいたします。

○委員

済みません、いっときだけお時間お願いします。

このプロジェクトは、西南学院大学が3年間挑戦的な教育に対して出すというものでありまして、その1年半ぐらい経過したところでもあります。3カ月に一遍程度、勉強会とか施設見学会とか、あるいは今回の研究発表会という形で、大学を超えて一同に会して勉強し合うということなんですけど、今学生は、お持ちの方はよくご存じだと思うんですけど、ほんとうにおまえら生きていけるかというぐらいの人たちが結構多いです。この環境人材とかそういう問題じゃなくて、ちゃんと生きていけるためにコミュニケーション能力を鍛えるとかいうことであります。したがって、ここで一応研究発表という形はとっていますけど、気軽に社会人の人にも来ていただいて、いろいろ直接アドバイスをいただくということでもあります。

4番目の項目のところで、福岡市の環境啓発U-30事業についてお話をいただくということになっています。これは、運営している大学生、あるいは、この前非常にいい宣伝をしていただいた高校生に来ていただいて話をさせていただくということで、我々学生にとってもいいきっかけになればと思っています。

これ、事前申し込み不要なんで、ぜひお気軽にとっても、平日の午後なんでそうはいかないと思いますけど、来てくださると助かります。

以上でございます。

●事務局（政策経営課長）

それでは、最後に吉村環境政策部長にご挨拶をいただきます。

●事務局（環境政策部長）

環境政策部長、吉村でございます。本日は、非常に長時間にわたりまして熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日いただきましたご意見をもとに、事務局といたしましても今後必要な対応、施策に反映をさせてまいりたいと考えてございます。今後とも、本市の環境行政の推進につきまして、委員の皆様方のご指導、ご協力をいただきますようによろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

●事務局（政策経営課長）

以上をもちまして本日の環境審議会を終了いたします。ありがとうございました。